

男女共同参画に関する市民意識調査

ご 協 力 の お 願 い

市民の皆様には、日頃より市政にご理解とご協力をいただきまして、心から感謝申し上げます。

燕市では、すべての男女が性別にかかわらず、互いの人権を尊重しながら、あらゆる状況で、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を、市民のみなさん及び事業者と協働で実現するために、「燕市男女共同参画推進条例」を平成 27 年 4 月 1 日に施行しました。また「燕市男女共同参画基本計画（燕市男女共同参画推進プラン）」を策定し様々な施策に取り組んできました。

このたび、平成 29 年度を初年度とする次期基本計画策定の基礎資料とするため、また、これまでの取り組みの成果を見るため、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施することにいたしました。

この調査は、市内にお住まいの満 18 歳以上の方の中から、無作為に選ばせていただいた 2,000 人を対象に実施するもので、このたび、あなた様にご協力いただくことになりました。調査は無記名で行い、その結果については、行政上の基礎資料として活用することを目的にしており、それ以外に使用することはありません。また、個人が特定されるようなことはありません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成 27 年 11 月

燕市長 鈴木 力

記入上のお願い

- 1 この調査は、個人の方を対象にしています。あなた（あて名の方）ご自身の判断で記入してください。
- 2 設問に対する答えは、用意されている選択肢の番号を○印で囲んでください。また、○印の数は1つだけ選ぶ設問と複数選ぶ設問がありますので、ご注意ください。
- 3 一部の方だけに答えていただく質問もありますが、その場合は矢印（→）で示したり、説明文がありますので、指示に従ってお答えください。
- 4 ご記入は、黒のボールペンまたは鉛筆でお願いします。
ご記入後は、同封の返信用封筒に入れて、**11月16日（月）までに投函してください。**
- 5 調査について不明な点やご質問がありましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

燕市企画財政部 地域振興課 地域振興係

住 所：〒959-0295 燕市吉田西太田1934番地

電話番号：（0256）77-8361

男女共同参画に関する市民意識調査票

●男女の地位の平等について

【全員にお聞きします】

問1 次のような場面・分野において男女の地位の平等について、あなたのお考えに最も近いものはどれですか。①～⑧それぞれの項目ごとに○をつけてください。(○はそれぞれ1つだけ)

	男性が優遇されている	男性が優遇されている どちらかといえば	平等である	女性が優遇されている どちらかといえば	女性が優遇されている	わからない
① 家庭生活の中で	1	2	3	4	5	6
② 職場の中で	1	2	3	4	5	6
③ 学校教育の中で	1	2	3	4	5	6
④ 地域社会(自治会など)の中で	1	2	3	4	5	6
⑤ 社会通念・慣習・しきたりで	1	2	3	4	5	6
⑥ 法律や制度の面で	1	2	3	4	5	6
⑦ 政治・経済活動の場で	1	2	3	4	5	6
⑧ 社会全体として	1	2	3	4	5	6

問2 今後、男女が社会のあらゆる分野で平等になるために、必要なことは何だと思いますか。次の中から**3つまで**お選びください。(○は3つまで)

- 1 男女が共に社会や組織を支える一員であるという認識を持つこと
- 2 職場で女性の能力や考え方を尊重すること
- 3 従来、男性が付く職業、女性が付く職業と考えられていた仕事に男女が共に進出すること
- 4 女性も政治の場、公的機関や企業などにおける方針決定の場へ進出すること
- 5 女性も技能、技術、資格などを習得・取得し、能力を向上させること
- 6 男性が、家事・育児などをするに対する抵抗感を無くすこと
- 7 男女が共に経済的に自立すること
- 8 仕事中心の生き方・考え方を改め、仕事と家庭生活のバランスがとれた生き方をする
- 9 男性も家事・育児や介護などについて、知識や方法を取得すること
- 10 家庭で、家事・育児や教育などを男女で分担すること
- 11 法律や制度の見直しを行い、性別による差別につながるものを改めること
- 12 女性の就業、社会進出を支援する制度やサービスの充実を図ること
- 13 その他 ()
- 14 わからない

●家庭生活等に関する考え方について

【全員にお聞きします】

問3 あなたは、次の①～④の考え方について、どのように思いますか。あなたの考え方に最も近いものを項目ごとに○をつけてください。(○はそれぞれ1つだけ)

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
① 男性は仕事、女性は家庭を中心にするほうがよい	1	2	3	4
② 男性も女性と平等に家事・育児・介護をすべきである	1	2	3	4
③ 子どもが小さいうちは母親が育児に専念すべきである	1	2	3	4
④ 女性は仕事をもつのはよいが、家事・育児はきちんとすべきである	1	2	3	4

問4 家庭内の役割分担について、あなたの家庭では、次の事柄は主に誰が担当していますか。項目ごとに○をつけてください。(○はそれぞれ1つだけ)

	すべて女性が担当 している	主に女性が担当し、 男性は手伝う程度	平等に分担している	主に男性が担当し、 女性は手伝う程度	すべて男性が担当 している	該当なし
① 掃除	1	2	3	4	5	
② 洗濯	1	2	3	4	5	
③ 買物（食料品、日常品等）	1	2	3	4	5	
④ 食事のしたく	1	2	3	4	5	
⑤ 食事の後片付け、食器洗い	1	2	3	4	5	
⑥ 乳幼児の育児	1	2	3	4	5	6
⑦ 子どもの教育	1	2	3	4	5	6
⑧ 介護を必要とする家族の世話	1	2	3	4	5	6
⑨ 地域活動（自治会・子供会・まちづくり協議会など）	1	2	3	4	5	6
⑩ PTA など学校行事の参加	1	2	3	4	5	6
⑪ 親戚づきあい	1	2	3	4	5	6
⑫ 家計の管理	1	2	3	4	5	6
⑬ 不動産や車の購入	1	2	3	4	5	6

●仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

【全員にお聞きします】

問5 あなたの**平日の生活時間**を次のとおりに分けて考えると、それぞれ平均して何時間何分くらいになりますか。（日曜・休日などは含めずにお考えください。1～4の合計が24時間に満たなくても結構です。）

1	家事・育児・介護などの時間	平均（	）時間（	）分
2	収入を得る仕事に使う時間（通勤時間含む）	平均（	）時間（	）分
3	睡眠時間	平均（	）時間（	）分
4	自分の自由になる時間	平均（	）時間（	）分

問6 仕事と、家庭生活・地域活動について、どのように位置づけるのが望ましいと思いますか。
（○は1つだけ）

1	家庭生活・地域活動よりも、仕事に専念する。
2	家庭生活・地域活動よりも、どちらかといえば仕事を優先させる
3	家庭生活・地域活動と仕事を同じように両立させる
4	仕事よりも、どちらかといえば家庭生活又は地域活動を優先させる
5	仕事よりも、家庭生活又は地域活動に専念する
6	わからない

問7 あなたは、男性が女性とともに家庭生活（家事、育児、介護）、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から**いくつでも**お選びください。
（○はあてはまるものすべて）

1	男性が家庭生活や地域活動に参加することについて、男性自身の抵抗感をなくすこと
2	家事などを男女で分担するようなしつけや育て方をすること
3	夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること
4	周りの人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること
5	男性が家庭生活、地域活動に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと
6	職場において家庭生活や地域活動に参加しやすい雰囲気をつくること
7	労働時間短縮や休暇制度の普及により、仕事以外の時間を多く持てるようにすること
8	その他（ ）
9	特にない
10	わからない

問8 あなたは、男性が育児休業・介護休業をとることについてどう思いますか。1～2の項目について、あなたの考えに最も近いものをそれぞれお選び下さい。(○は1つだけ)

	男性も積極的に取るべきである	男性も取ることは賛成だが、現実的には取りづらいと思う	女性が取る方が良いので、取る必要は無い	わからない
①男性の育児休業	1	2	3	4
②男性の介護休業	1	2	3	4

【問8で「男性も取ることは賛成だが、現実的には取りづらいと思う」と答えた方にお聞きします】

問8-1 その理由は何だと思えますか。次の中から3つまでお選びください。(○は3つまで)

- 1 周囲に取った男性がいないから
- 2 職場に取りやすい雰囲気がないから
- 3 仕事が忙しいから
- 4 取ると仕事上周囲の人に迷惑がかかるから
- 5 取ると人事評価や昇給などに悪い影響があるから
- 6 上司や同僚の理解が得られないから
- 7 取ると経済的に困るから
- 8 その他 ()

【全員にお聞きします】

問9 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していくことによる効果について、次の中から3つまでお選びください。(○は3つまで)

- 1 家事・育児などの役割を男性も担いやすくなり、女性の負担が少なくなる
- 2 女性の継続就業や希望する職業への再就職が容易になる
- 3 自己啓発の時間が増え、能力も高めたり、満足感を得たりすることができる
- 4 働く人が地域活動ができるようになり、地域の活性化等につながる
- 5 長時間労働が減り、心身の健康に良い影響を及ぼす
- 6 女性や高齢者など多様な人材が活用できるようになり、労働力不足の解消につながる
- 7 一人ひとりの仕事への満足度が向上し、能力が十分に発揮され、効率的な働き方ができるようになる
- 8 仕事をもつ男女が、子供と関わる時間が増え安心して子供を産み育てることができる
- 9 労働時間や働き方の柔軟性などの両立環境や、子育て環境が整い、少子化の進行を防ぐことができる
- 10 ニーズに対応した就業環境を提供し、従業員の意欲が高まり、人材を確保・定着させることができる
- 11 その他 ()

●女性の社会参画について

【全員にお聞きします】

問 10 あなたは、女性の職業と生活設計についてどのように考えますか。次の中からお選びください。

(○は1つだけ)

- | |
|---|
| 1 結婚、出産の後も、仕事を続ける方がよい |
| 2 結婚を機に、一時家庭に入るが、育児などが一段落したら再び職業を持つ方がよい |
| 3 出産を機に、一時家庭に入るが、育児などが一段落したら再び職業を持つ方がよい |
| 4 結婚を機に、家庭に入る方がよい |
| 5 出産を機に、家庭に入る方がよい |
| 6 職業を持たない方がよい |
| 7 その他(具体的に:) |

問 11 あなたは、**女性が働き続けるためには**、どのようなことが必要だと思いますか。次の中からいくつでもお選びください。(○はあてはまるものすべて)

- | |
|---------------------------------------|
| 1 賃金・昇給・昇進・昇格等の男女間格差解消 |
| 2 育児・介護休業制度の充実 |
| 3 フレックスタイム・在宅勤務など柔軟な勤務形態の導入 |
| 4 保育サービス(早朝・延長・休日・夜間・病後児・乳児保育)などの整備充実 |
| 5 介護サービス・施設などの整備充実 |
| 6 結婚・出産・育児・介護のために退職した社員の再雇用制度の充実 |
| 7 女性が働くことに対する家族や周囲の理解と協力 |
| 8 女性自身の自覚、意欲・能力の向上 |
| 9 男性の意識の変化 |
| 10 その他(具体的に:) |
| 11 特にない |
| 12 わからない |

問 12 あなたは、審議会の委員など、政策・方針決定の場に女性が参画することについてどう思いますか。

(○は1つだけ)

※燕市の審議会等の女性委員の割合は32.7%となっています。(平成27年1月31日現在)

- | |
|----------------------------|
| 1 男性を上回るほど増える方がよい |
| 2 男女半々になるくらいまで増える方がよい |
| 3 男女半々まではいかなくても、今より増える方がよい |
| 4 今のままでよい |
| 5 その他(具体的に:) |

問 13 東日本大震災以降、防災・災害・復興の場において、女性の参画や女性の視点の必要性が今まで以上に求められるようになってきています。

あなたは、次の場において女性の参画や女性の視点の活用が必要であると思いますか。項目ごとに○をつけてください。(○はそれぞれ1つだけ)

	必要	不要	わからない
① 地域や職場などでの防災訓練の立案、実施及び参加	1	2	3
② 家庭や避難所での備蓄品の検討や準備	1	2	3
③ 市町村の防災計画・復興計画の策定過程への参画	1	2	3
④ 避難所の設備（男女別のトイレ・更衣室、入浴施設、授乳室、防犯対策等）	1	2	3
⑤ 避難所の運営（運営組織の役員や妊産婦・幼児等への配慮等）	1	2	3
⑥ 避難所での女性専用物品支給の際の配慮（下着や生理用品）	1	2	3
⑦ 被災者等に対する相談体制	1	2	3

●男女の人権について

【全員にお聞きします】

問 14 あなたは、身近でセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）を見たり聞いたり、あるいは自分自身が受けたことや、したことがありますか。次の中からいくつでもお選びください。

(○はあてはまるものすべて)

1 見たり聞いたりしたことがある 2 受けたことがある 3 したことがある 4 ない	} → 問 14-1 へお進みください → 問 15 へお進みください
---	--

【問 14 で「1 見たり聞いたりしたことがある」「2 受けたことがある」「3 したことがある」と答えた方にお聞きします】

問 14-1 それはどのような内容でしたか。次の中からいくつでもお選びください。(○はあてはまるものすべて)

1 性的な経験・冗談を言ったり、聞いたりする 2 「女のくせに」「男のくせに」と差別的な言い方をする 3 容姿について傷つくようなことを言う 4 相手が嫌がっているのに、肩に手をかけたり、体にさわる 5 結婚や出産など、プライベートな事についてたびたび聞く 6 職場の宴会でお酌やダンスを強要する 7 ノード写真などを見たり、貼ったりする 8 立場や地位を利用して食事に誘ったり、性的な関係を強要する 9 その他 ()
--

【全員にお聞きします】

問 15 あなたは、配偶者やパートナーなどからの（への）精神的・身体的暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）を振るわれたり、振るったりした経験はありますか。（○は1つだけ）

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 1 精神的・身体的暴力を振るわれたことがある | → 問 16、問 17 へお進みください |
| 2 精神的・身体的暴力を振るったことがある | → 問 16 へお進みください |
| 3 経験はない | → 問 20 へお進みください |

【問 15 で、「1」「2」と答えた方にお聞きします】

問 16 あなたが、経験した配偶者やパートナーなどからの（への）精神的・身体的暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）はどのようなものでしたか。次の中からいくつでもお選びください。（○はあてはまるものすべて）

- | |
|-------------------------|
| 1 命の危険を感じるくらいの暴力 |
| 2 治療が必要となるくらいの暴力 |
| 3 治療が必要とならないくらいの暴力 |
| 4 性的な行為の強要 |
| 5 何を言っても無視し続ける |
| 6 見たくないのに、ポルノ雑誌・ビデオを見せる |
| 7 交友関係や電話を細かく監視する |
| 8 「誰のおかげで生活できるんだ」などと言う |
| 9 大声で怒鳴る |
| 10 その他（具体的に： _____） |

【問 15 で、「1」と答えた方にお聞きします】

問 17 あなたは、このような行為を受けていることを、誰かに相談等をしましたか。（○は1つだけ）

- | | |
|-----------|-----------------|
| 1 相談した | → 問 18 へお進みください |
| 2 相談しなかった | → 問 19 へお進みください |

【問 17 で、「1」と答えた方にお聞きします】

問 18 実際に、どこ（だれ）に相談をしましたか。次の中からいくつでもお選びください。

（○はあてはまるものすべて）

- | |
|--------------------------|
| 1 家族 |
| 2 友人・知人 |
| 3 同じ経験をした人 |
| 4 家庭裁判所・弁護士・警察など |
| 5 公的機関（相談窓口・電話相談） |
| 6 医師・カウンセラーなど |
| 7 民間の機関など（NPOなど民間支援グループ） |
| 8 その他（具体的に： _____） |

【問17で、「2」と答えた方にお聞きします】

問19 「相談しなかった」のはなぜですか。次の中からいくつでもお選びください。

(○はあてはまるものすべて)

- 1 相談するほどのことではないと思ったから
- 2 自分にも悪いところがあると思ったから
- 3 自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
- 4 相談しても無駄だと思ったから
- 5 恥ずかしくてだれにも言えなかったから
- 6 どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから
- 7 相談したことがわかったと、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けたりすると思ったから
- 8 その他（具体的に：_____）

●男女共同参画社会に向けた法制度等について

【全員にお聞きします】

問20 あなたは、次にあげるものの名称や言葉についてご存じですか。項目ごとに○をつけてください。

(○はそれぞれ1つだけ)

	知 つ て い る	内 容 ま で	聞 い た こ と が あ る	知 ら な い
① 男女共同参画社会基本法	1		2	3
② 男女雇用機会均等法	1		2	3
③ 育児・介護休業法	1		2	3
④ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV防止法)	1		2	3
⑤ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)	1		2	3
⑥ 燕市男女共同参画推進条例	1		2	3
⑦ 燕市男女共同参画基本計画（燕市男女共同参画推進プラン）	1		2	3
⑧ ジェンダー（社会的性別）	1		2	3
⑨ ポジティブ・アクション（積極的格差是正措置）	1		2	3
⑩ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)	1		2	3
⑪ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	1		2	3

問21 あなたは、男女共同参画を進めていくために、今後、市がどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。 次の中から**3つまで**お選びください。 (○は3つまで)

- 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識づくりをしていくこと
- 2 学校等における男女平等教育を推進していくこと
- 3 男女共同参画を理解するための学習機会を、男女ともに充実させること
- 4 DV（ドメスティック・バイオレンス）やマタニティ・ハラスメントなどの防止対策を推進するとともに、相談窓口を充実させること
- 5 企業や地域団体などに女性を積極的に登用するよう働きかけること
- 6 市の審議会や管理職など政策決定の場に積極的に女性を登用すること
- 7 男女が働き続けることができるための条件や環境（保育・介護サービスなど）を整備すること
- 8 就業における均等な機会と待遇を確保するよう働きかけること
- 9 仕事と家庭生活等の両立ができるよう企業に働きかけること
- 10 性と生殖に関する健康と権利に関する認識を啓発していくこと
- 11 防災・防犯対策および災害復興時における男女共同参画を推進していくこと
- 12 男性に対して男女共同参画の意識啓発をしていくこと
- 13 その他（)

●ご意見・ご要望等

今後、男女共同参画を推進していくためには、どのように取り組んでいけばよいかご意見・ご要望・ご提案などございましたら、自由にご記入ください。

◆ 最後に、ご回答を統計的に分析するために、あなたご自身のことについておたずねします。

【全員にお聞きます】

F 1 あなたの性別を教えてください。 (○は1つだけ)

1 男 性	2 女 性
-------	-------

F 2 あなたの年齢を教えてください。 (○は1つだけ)

1 19歳以下	2 20～29歳	3 30～39歳	4 40～49歳
5 50～59歳	6 60～69歳	7 70歳以上	

F 3 あなたの職業を教えてください。 (○は1つだけ)

1 自営業・家族従事者（農林漁業）
2 自営業・家族従事者（商業）
3 自営業・家族従事者（工業）
4 その他の自営業（開業医、弁護士、宗教家、芸術家など）
5 正社員・正職員
6 パート・アルバイト・派遣社員・契約社員
7 内職・在宅ワーク
8 専業主婦・主夫
9 学生
10 無職
11 その他（ ）

F 4 あなたは現在結婚していますか。 (○は1つだけ)

1 結婚している（同棲、事実婚を含む）	→ F 5へお進みください
2 離別・死別	→ F 6へお進みください
3 未婚	→ F 6へお進みください

【F 4で「結婚している」と答えた方にお聞きます】

F 5 あなたは共働きですか、それとも夫婦どちらか一方が働いているご家庭ですか。

(○は1つだけ)

1 共働きしている（パートタイムなどを含む）
2 夫のみが働いている
3 妻のみが働いている
4 夫婦とも働いていない（退職した場合を含む）

【全員にお聞きします】

F 6 あなたには、お子さんがいますか。あてはまる番号を**すべて**お選びください。

(○はあてはまるものすべて)

1 乳幼児	4 高校生	7 子どもはいない
2 小学生	5 専門学校・短大・大学生	
3 中学生	6 1～5以外	

F 7 あなたのご家族の構成は、次のうちどれですか。 **(○は1つだけ)**

1 単身世帯（一人暮らし）
2 夫婦のみ
3 二世帯（親と子）
4 三世帯（祖父母と親と子）
5 その他（ ）

お忙しいところ、ご協力いただきましてありがとうございました。

ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、

11月16日（月）までにご投函くださいますようお願いいたします。